

民事保全事件の取下げ及び担保取消の切手・目録等一覧表

名古屋地方裁判所民事第2部保全係

事件の種類		取下書	取下書副本	目録類及び提出書類等	予納郵便切手	追加分の郵便切手等	
取 下 げ	仮 差 押	不動産	1通 当事者目録及び 物件目録添付	債務者人数分 当事者目録及び 物件目録添付	物件目録 1枚 登記権利者義務者目録 1枚 登録免許税(収入印紙) 不動産1筆につき1000円 (区分所有建物の敷地権も1筆と数える) (不動産の数が20個を超える場合は、一律20000円) 最新の不動産登記事項証明書又は登記情報 債務者の宛名シール	【債務者が1名の場合】 110円×1枚 【法務局が1か所の場合】 590円×1組 460円×1組	【債務者が1名増すごとに】 110円×1枚 【法務局が1か所増すごとに】 590円×1組 460円×1組 【滞納処分庁の差押がある場合】 110円×1枚 当事者目録 1枚 物件目録 1枚
		債権	1通 当事者目録及び 仮差押債権目録 添付	債務者及び第三 債務者人数分 当事者目録及び 仮差押債権目録 添付	債務者及び第三債務者の宛名シール	【債務者が1名の場合】 110円×1枚 【第三債務者が1名の場合】 460円×1組	【債務者が1名増すごとに】 110円×1枚 【第三債務者が1名増すごとに】 460円×1組 【滞納処分庁の差押がある場合】 110円×1枚 当事者目録 1枚 仮差押債権目録 1枚
		動産	1通 当事者目録(及び 物件目録)添付	債務者人数分 当事者目録(及び 物件目録)添付	債務者の宛名シール	【債務者が1名の場合】 110円×1枚	【債務者が1名増すごとに】 110円×1枚
		自動車	1通 当事者目録及び 自動車目録添付	債務者人数分 当事者目録及び 自動車目録添付	自動車目録 1枚 登記権利者義務者目録 1枚 債務者の宛名シール	【債務者が1名の場合】 110円×1枚 【運輸支局が1か所の場合】 590円×1組 460円×1組	【債務者が1名増すごとに】 110円×1枚 【運輸支局が1か所増すごとに】 590円×1組 460円×1組
取 下 げ	仮 処 分	不動産	1通 当事者目録及び 物件目録添付	債務者人数分 当事者目録及び 物件目録添付	物件目録 1枚 登記権利者義務者目録 1枚 登録免許税(収入印紙) 不動産1筆につき1000円 (区分所有建物の敷地権も1筆と数える) (不動産の数が20個を超える場合は、一律20000円) 最新の不動産登記事項証明書又は登記情報 債務者の宛名シール	【債務者が1名の場合】 110円×1枚 【法務局が1か所の場合】 590円×1組 460円×1組	【債務者が1名増すごとに】 110円×1枚 【法務局が1か所増すごとに】 590円×1組 460円×1組
		占有移転禁止	1通 当事者目録及び 物件目録添付	債務者人数分 当事者目録及び 物件目録添付	債務者の宛名シール	【債務者が1名の場合】 110円×1枚	【債務者が1名増すごとに】 110円×1枚
		動産 (自動車)	1通 当事者目録及び 物件(自動車)目録 添付	債務者人数分 当事者目録及び 物件(自動車)目録 添付	債務者の宛名シール	【債務者が1名の場合】 110円×1枚	【債務者が1名増すごとに】 110円×1枚
		要審尋事件	1通 当事者目録(及び 物件目録)添付	債務者人数分 当事者目録(及び 物件目録)添付	債務者の宛名シール	【債務者が1名の場合】 110円×1枚	【債務者が1名増すごとに】 110円×1枚

事件の種類		申立書	申立書副本	提出書類等		予納郵便切手	追加分の郵便切手等
担保 取 消	本訴勝訴等 (民訴法79条1項)	1 通 請書付きのもの ※ 担保(供託書・支払保証委託契約)の件数ごとに申立書が必要 ※ 第三者供託の場合、申立人は第三者供託をした人(「債権者○○○○の第三者担保提供者△△△△」)		判決正本、同写し及び判決確定証明書 又は 和解調書等正本及び同写し ※ 上訴審判決がある場合は、一審から上訴審までのすべての判決書	【共通】 供託原因消滅証明申請書 (請書付きのもの) (150円の収入印紙貼付) 供託原因消滅証明申請書副本 又は供託書の原本	【債務者が1名の場合】 1220 円 × 1 組	【債務者が1名増すごとに】 1220円×1組
	同意 (民訴法79条2項)			同意書 及び 抗告権放棄書 又はこれらに代わる和解調書等正本及び同写し 同意書・抗告権放棄書に使用した印鑑証明書 ※ 破産管財人による同意の場合は、破産管財人の印鑑証明書及び破産裁判所の同意・抗告権放棄許可書(担保金額が100万円を超える場合)	被申立人の宛名シール (権利行使催告の場合は2枚) ※ 以上、担保(供託書・支払保証委託契約)ごとに提出してください。	【債務者が1名の場合】 110 円 × 1 枚	【債務者が1名増すごとに】 110円×1枚
	権利行使催告 (民訴法79条3項)			(本訴訴訟未提起の場合) 保全申立取下書 執行解放証明書(執行官作成) (本訴訴訟提起済みの場合) 上記取下書及び執行解放証明書のほかに 訴状の写しを添付した取下げ証明書 又は 判決正本、同写し及び判決確定証明書 等の訴訟が終了していることを示す文書	※ 申立人への決定正本及び 供託原因消滅証明書の送付を郵送で希望する場合は、郵便切手を貼付した返信用封筒又はレターバックを提出してください。	【債務者が1名の場合】 1220 円 × 2 組	【債務者が1名増すごとに】 1220円×2組

※ 上記の各種目録にページ数は表示しないでください。

※ 書類の枚数や送達状況によっては郵便切手の額が増加しますので、追加納付を依頼することがあります。

※ 当事者につき住所、氏名、商号、本店所在地、代表者等の変更がある場合は、住民票・商業登記事項証明書(交付日は1か月以内のもの)を提出してください。

※ 保全命令から5年以上経過している事件については、仮差押又は仮処分決定の正本(原本還付用の写し添付)、債権者の印鑑証明(本人による申立ての場合)又は委任状(代理人による申立ての場合)及び債権者・債務者・第三債務者の住民票(個人の場合)又は資格証明類(法人の場合)を提出してください(証明書等の交付日は1か月以内のもの)。